様式第16号(第4面)

(日本産業規格A列4)

記載要領

1　※印欄には、記載しないこと。

2　第1面上方の 申請者 / 届出者 欄には、氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)を記載すること。

3　3欄から7欄までには、8欄の「変更前」の事項と同一の事項を記載すること。

4　許可証の再交付を申請するときの記載方法

(1)　表題「建設業務労働者就業機会確保事業変更届出書」及び「建設業務労働者就業機会確保事業許可証書換申請書」並びに第1面上方の2から5までの全文並びに「届出者」の文字を抹消すること。

(2)　8欄及び10欄には記載しないこと。

5　建設業務労働者就業機会確保事業において、8欄の④、⑤又は⑧の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法

(1)　表題「建設業務労働者就業機会確保事業許可証再交付申請書」及び「建設業務労働者就業機会確保事業許可証書換申請書」並びに第1面上方1及び3の全文並びに「申請者」の文字を抹消すること。また、8欄の④又は⑤の氏名に係る変更の届出をしようとする場合を除き、第1面上方の4の全文を、8欄の⑧の氏名に係る変更の届出をしようとする場合を除き、第1面上方の5の全文を抹消すること。

(2)　8欄の④又は⑤に係る変更の届出をしようとする場合には、6欄及び7欄には記載しないこと。

(3)　8欄には、変更に係る事項のみを記載すること。

(4)　9欄には記載しないこと。

(5)　8欄の⑤又は⑧に係る変更の届出をしようとする場合には、10欄には記載しないこと。

(6)　8欄の⑧に係る変更の届出をしようとする場合には、備考欄に雇用管理責任者が雇用管理責任者講習を受講した年月日及び場所を記載すること。

6　建設業務労働者就業機会確保事業において、8欄の②、③、⑥又は⑦の事項に係る変更の届出及び許可証の書換えの申請をしようとする場合の記載方法

(1)　表題「建設業務労働者就業機会確保事業許可証再交付申請書」並びに第1面上方1、4及び5の全文を抹消すること。

(2)　8欄の②、③に係る変更の届出をしようとする場合には6欄及び7欄には記載しないこと。

(3)　8欄には、変更に係る事項のみを記載すること。

(4)　9欄には記載しないこと。

(5)　8欄の⑥又は⑦の事項に係る変更の届出をしようとする場合には、10欄には記載しないこと。

7　建設業務労働者就業機会確保事業において、8欄の⑧の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法

(1)　表題「建設業務労働者就業機会確保事業許可証再交付申請書」及び「建設業務労働者就業機会確保事業許可証書換申請書」並びに第1面上方1、3及び4の全文並びに「申請者」の文字を抹消すること。

(2)　8欄の⑨のホについては、雇用管理責任者が雇用管理責任者講習を受講した年月日及び場所を記載すること。

(3)　6欄、7欄及び9欄には記載しないこと。

(4)　備考欄に、建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所の新設に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。

8　建設業務労働者就業機会確保事業において、8欄の⑩の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法

(1)　表題「建設業務労働者就業機会確保事業許可証再交付申請書」及び「建設業務労働者就業機会確保事業許可証書換申請書」並びに第1面上方1、3、4及び5の全文並びに「申請者」の文字を抹消すること。

(2)　6欄、7欄及び9欄には記載しないこと。

(3)　備考欄には、事業所を廃止した理由を具体的に記載すること。

9　9欄には、役員(法人の場合のみ。役員が未成年者である場合、当該役員の法定代理人)及び法第44条で読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の規定により雇用管理責任者がそれぞれ精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には、該当するものの番号を全て〇で囲み、並びに該当する全ての者の氏名を記載すること。あわせて該当する全ての者についてそれぞれの精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

10　11欄には、当該事業主が建設業務労働者就業機会確保事業を行っている事業所について記載すること。

11　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第23条第2項の規定により添付書類を省略する場合は、第3面下方の備考欄にその旨を記載すること。

12　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第23条第4項の規定により添付書類を省略する場合は、第3面下方の備考欄にその旨及び変更後の雇用管理責任者が当該変更前に雇用管理責任者として選任されていた事業所の名称を記載すること。

13　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。